

地方独立行政法人大阪市民病院機構職員募集案内及びイベントツール制作業務仕様書

1 名称

地方独立行政法人大阪市民病院機構職員募集案内及びイベントツール制作業務

2 制作物

(1) 職員募集案内パンフレット

- 医師（研修医・専攻医）版
- 看護職員版
- 医療技術職員版
- 事務職員・医療アシスタント版

(2) イベントツール

この制作物には、職員募集案内制作については、必要な企画、構成立案、デザイン、写真撮影、編集等、企画及び制作から納品までの必要となるすべての作業（電子データを含む）、イベントツール制作については、多種多様な説明会に対応可能で、多くの学生等を導き、機構の魅力や関心を高めるブース装飾となるような企画、デザイン及び制作から納品までの必要となるすべての作業を含むものとする。

3 目的

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「機構」という。）の職員を目指す学生並びに既卒者に対し、機構の魅力と働きがいのある職場であることを訴求し、機構で働くイメージをさらに深めて、機構が求める人材に適合した学生等が応募するきっかけとなることを目的とした職員募集案内を制作するとともに、合同就職説明会等で学生等の集客をより一層図るイベントツールを制作することを目的とする。

4 制作方針

機構のパーパス・バリューを反映させ、他病院と差別化を図る画期的なオンリーワンの高いデザイン性（当機構採用ホームページ、採用 Instagram 等参照）を意識するとともに、大阪市立総合医療センター及び十三市民病院独自の価値や特徴を伝えられる内容にする。また、各制作物で統一性のあるものとする。さらに、募集に際してのアピールポイントを明確にし、機構で働くことの魅力を効果的に伝え、写真などを随所に使用し、具体的な病院内部の雰囲気が伝わる内容とする。なお、機構ではなく大阪市立総合医療センター・十三市民病院を前面に出すこと。

5 制作内容・仕様

(1) 職員募集案内パンフレット

※ 印刷物に加え、web サイト掲載用に PDF データー一式を含む

(医師(研修医・専攻医)版、看護職員版、医療技術職員版、事務職員・医療アシスタント版の4種)

① 規格

- ・サイズ A4 タテ型
 - ・ページ数 8～18 ページ程度
 - ・印刷 フルカラー
 - ・用紙 コート紙 90kg～135kg 程度 又はこれと同等以上のもの
- ページ数及び用紙については、校正過程において委託者との協議により変更する
場合がある。

② 数量

医師(研修医・専攻医)版	800 部
看護師・助産師版	800 部
メディカルスタッフ版	500 部
事務職員・医療アシスタント版	500 部

③ 構成内容

表紙を一目して他病院と差別化した目を引くデザインとし、写真やイラストを活用し、機構のパーパス・バリューの紹介、求める人材像、仕事内容と若手先輩職員の紹介、病院概要、病院紹介、人材育成、勤務条件、福利厚生、問い合わせ先等の他、職員としての働きがいや市民病院の魅力が伝わるような企画があれば、追加すること。

【参考】既存の職員募集案内

臨床研修医	16 ページ (表裏表紙含む)
看護職員	12 ページ (表裏表紙含む)
医療技術職員・事務職員	12 ページ (表裏表紙含む)

※ 医療技術職員と事務職員で一冊だったものを今回より別の冊子とする。

既存の職員募集案内は「大阪市民病院機構 採用ページ」の各職種の募集ページに PDF にて掲載しているので参照すること。

(<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/recruit/>)

(2) イベントツール

① 規格・数量

- ・バックボード 大阪市立総合医療センター病院名とロゴ
- ・タペストリー 一般的なイベントブースサイズ
2400mm～2700mm×1500mm～1800mm 程度に対応可能であること。
- ・椅子カバー 10 枚
- ・テーブルクロス 1 枚 1800mm×450mm 程度の長机に対応可能であること。

- ・のぼり及びバナースタンド 各1点
- ・その他、ノベルティ、イベントツール等自由提案

② 素材

耐久性があり、変色、防汚等に対応し、しわになりにくい素材であること。

6 納品期限

令和9年1月29日（金）

7 納品場所

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号
 地方独立行政法人大阪市民病院機構
 大阪市立総合医療センター総務部総務課人事
 電話：06-6929-3687 担当：峯

8 その他

- ・必要に応じて、委託者よりテキストデータ、写真、機構ロゴマーク等を提供する。
- ・本業務の遂行にあたり、双方との打ち合わせを踏まえながら、最終決定をするものとする。
- ・制作物の素材が、他者の肖像権・所有権・著作権等を侵すものでないこと。万が一、当該素材の使用による権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において一切処理をすること。また、使用した素材については、権利関係の情報を含めたリストを提出すること。
- ・デザイン案、写真撮影（カメラマンによる撮影日については、最大3日）等、提案及び制作にかかる諸経費は、受託者の負担とする。
- ・成果品にかかる著作権その他一切の権利は、機構に帰属し、その二次使用についても委託者に何らの制限が無いことを保証するものとする。
- ・制作に当たっては、可能な限り環境に優しい素材を使用すること。
- ・成果品にかかる電子データについては、WEB上に掲載することを念頭に作成し、制作に当たって撮影した写真と合わせて納品すること。
- ・原則、「6 納品期限」に記載した期限とするが、職員募集案内については、作業工程の進捗状況により、双方協議のうえ一部早期に納品を行う場合がある。
- ・納品期限以降に、委託者より職員募集案内における修正・補正・増刷等の依頼があった場合は、これに応じること。なお、修正・補正・増刷等にかかる諸経費は委託者の負担とする。
- ・本業務の遂行にあたり、受託者は知り得た情報を第三者に漏えいしないよう十分注意すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、双方協議するものとする。

● 制作方針詳細

- ・ 基本理念～求める人材像の関係性

「基本理念」

広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療を提供する病院をめざします。

- ・ 「パーパス」

Create Future Healthcare

～笑いの大阪から未来の日本の医療をリードする～

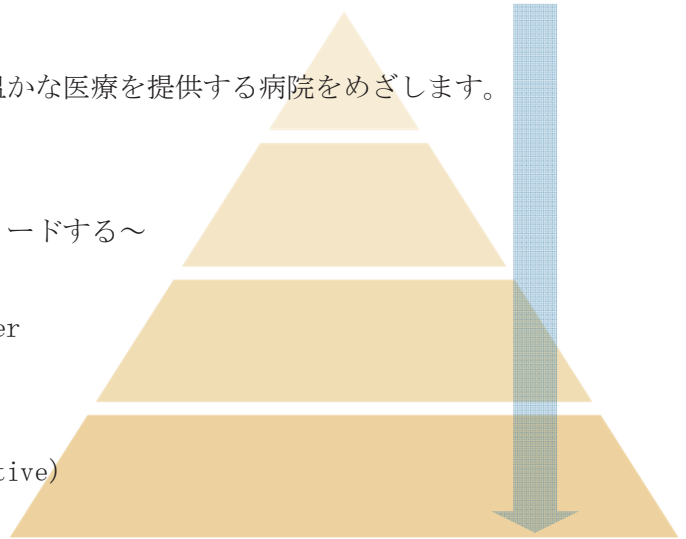
- ・ バリュー

Innovating Together, Growing Together

～共に挑戦、共に成長する～

- ・ 求める人物像

3C (Challenge・Communication・Creative)



- ・ パーパスに込めた思い

私たちのパーパス「Create Future Healthcare ～笑いの大阪から未来の日本の医療をリードする～」は、基本理念である「広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療の提供」という精神を、現代から未来へと発展的に具体化したものです。

私たちは、単に求められる医療を提供するだけでなく、公的医療機関としての責務を果たすべく、優れた医療人材の育成、地域包括ケアシステム推進への貢献、医療の生産性向上による持続可能な運営といった、地域や社会が抱える医療課題の解決に主体的に取り組んでいます。

最先端の医療技術と、患者さん一人ひとりに寄り添う温かい医療の両立を図りながら、これらの取り組みすべてを通じて、全国の医療機関にとってのロールモデルとなることを目指しています。

そして、「笑いの街・大阪」という地域の特性を最大限に活かし、患者さんも職員も自然と笑顔になれる WELL-BEING な病院を実現し、その笑顔と価値を大阪から全国へ、そして未来へと広げていきます。

※WELL-BEING(ウェルビーイング)とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味し、人々が幸せや生きがいを感じながら過ごせること

- ・ バリューに込めた思い

このバリュー「Innovating Together, Growing Together ～共に挑戦、共に成長する～」は、私たちの理念「広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療の提供」、そしてパーパス「Create Future Healthcare ～笑いの大阪から未来の日本の医療をリードする～」を現実の行動へとつなげるための価値観を示すものです。

私たちは、急速に変化する医療環境の中で、未来の医療を創り上げていくためには、一人ひとりの挑戦と成長が不可欠であると考えます。そしてそれは、仲間と共に力を合

わせることでこそ、真に実現できると信じています。

専門職種や部門の壁を越えて支え合いながら、失敗を恐れずに新たな取り組みに挑み、そこから学び合い、共に成長していく。

そうした日々の積み重ねが、患者さんの笑顔を生み、組織の進化を促し、ひいては地域や日本の医療をリードする原動力となります。

このバリューは、私たち全員が共有し、行動のよりどころとすべき「姿勢」を表しています。

- ・求める人物像



- ・他病院と差別化を図る画期的なオンリーワンの高いデザイン性
例 しかけ絵本のような、斬新で魅力的なデザインも可。
- ・大阪市立総合医療センター及び十三市民病院独自の価値や特徴を伝えられる内容にする。
機構ではなく大阪市立総合医療センター・十三市民病院を前面に出すこと。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき

（2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。